



藤岡市告示第**53**号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市内の字の区域を変更するので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この字の区域変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成27年**5**月**21**日

藤岡市長 新井利明

変 更 調 書

大 字	字	地 番
神田	宿	1 2 2 5の一部
	塚間	1 3 3 2の1の一部
	六反	1 3 0 4の一部、1 3 0 6の一部

上記区域(同区域に隣接介在する道路である市有地全部を含む。)を大字神田字風呂輪前に変更する。

大 字	字	地 番
神田	風呂輪前	1 2 3 8の一部、1 2 5 4の一部、1 2 5 7の一部、 1 2 6 0の一部

上記区域(同区域に隣接介在する道路である市有地の一部を含む。)を大字神田字宿に変更する。

大 字	字	地 番
神田	風呂輪前	1 2 6 0の1の一部、1 2 6 0の3、1 2 6 4の一部、 1 2 6 2の1の一部、1 2 6 2の2の一部
	六反	1 3 0 6の一部、1 3 0 7の一部、1 3 1 0の1の一部、 1 3 1 1の一部、1 3 1 2の一部

上記区域(同区域に介在する道路である市有地を含む。)を大字神田字塚間に変更する。

大 字	字	地 番
神田	塚間	1 3 3 2の1の一部、1 3 2 8の1の一部、1 3 2 9の一部、 1 3 3 0の1の一部

上記区域(同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。)を大字神田字六反に変更する。